

令和5年第12回大豊町農業委員会議事録

1. 日 時 令和5年12月27日（水）午前9時52分から10時22分

2. 場 所 大豊町役場 第3会議室

3. 出席委員（6人）

会長	4番	小川 進
委員	1番	原 亜由美
	2番	信高 昭男
	3番	宮川 利重
	5番	北村 栄治
	7番	小笠原 章仁
	8番	三谷 晴喜
	9番	上池 如夫

4. 欠席委員（1人）

10番 酒井 笑子

5. 会議日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 議案第29号 非農地証明願について
- 第3 議案第30号 非農地証明願について
- 第4 その他

6. 会議に出席したもの

事務局長	永野 尊教
書記	都築 利弥

7. 会 議

〔議長〕

出席委員の皆様がおそろいですので、ただいまより令和5年第12回大豊町農業委員会総会を開催いたします。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

欠席の連絡がありましたのは、10番 酒井笑子 委員の1名です。

出席委員は、9名中8名で、大豊町農業委員会会議規則第10条に規定された定足数、委員の過半数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは本日の会議を開きます。

それでは、日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、7番小笠原章仁委員、8番三谷晴喜委員のご両名にお願いいたします。

次に日程第2、議案第31号について事務局より説明をお願いします。

事務局に説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、資料1ページ目の農地法第3条の所有権の移転案件となっております。申請地は、大豊町[REDACTED]で、申請理由は売買です。登記地目は畑、現況地目も畑となっており、面積は992㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりになっています。

12月7日に譲受人立会いのもと原委員と事務局永野・都築で現地を確認して参りました。

お手元の資料13ページの農地法第3条における調査書をご覧ください。各号各項の許可判断についてご説明いたします。

まず1号の全部効率要件についてですが、譲受人の所有地内の非耕作地については機械が入らず現在耕作は行われていませんが、草刈り等の管理は行われています。調査書に記載していますとおり、地勢等地理的条件が悪く耕作が困難であり、今後の耕作に向けての草刈り等が行われていれば当該農地については法32条第1項各号に掲げる農地には該当せず、当該農地等の全てを効率的に利用して耕作の事業を行っていると認められ、またそれ以外の農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力等の状況からみて、すべてを効率的に利用できると見込まれるため該当ありません。

2号の農業生産法人以外の法人規定につきましては、譲受人は個人ですので該当ありません。また3号の信託についても、信託でないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件については、8ページの耕作計画書にもありますとおり、必要な農作業日数について従事することが見込まれます。

5号の転貸禁止要件ですが、申請農地は譲渡人の所有する農地であるため該当ありません。

6号の地域調和要件ですが、譲受人はすでに申請地周辺の管理に従事しており、周囲の農地管理についても弊害などが発生することはないと思われ、地域調和について、支障は生じないものと考えられます。その件に関しての現地調査についても、先に述

べたとおり12月7日の現地確認の際に行っており、周辺農地の利用状況等を確認した際にも問題ないと判断いたしました。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

〔議長〕

それでは、議案第31号について、担当委員の説明を求めます。1 番原亜由美委員。

〔原亜由美委員〕

はい、1 番原亜由美です。

先ほど事務局の説明にもありましたが、申請者は農業経験もあり、すでに申請地の管理を行っているため、これからについても善良な管理が見込まれるものと考え、現地確認を行った際にも問題ないと判断いたしました。また、農地法第3条2項各号に該当しないとの事務局意見に賛同し、許可すべき案件であると考えます。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第31号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決いたします。議案第31号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

次に日程第3、議案第32号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、資料14ページをご覧ください。議案第32号については非農地証明願の申請となっております。申請地は大豊町[REDACTED]他1筆で台帳地目は田、現況地目は記載のとおりとなっています。申請者は記載のとおりです。

こちらについては12月7日に担当委員の宮川委員と事務局永野・都築で現地確認を行いました。申請地は長年耕作が行われておらず現在は山林化しており、今後も農地としての管理は困難であるため、非農地とすることもやむを得ない状況かと存じます。

ご審議のほどよろしくお願いします。

〔議長〕

それでは、議案第32号について、担当委員より説明を求めます。3番宮川利重委員。

〔宮川委員〕

はい、2番宮川利重です。先ほど事務局の説明がありましたとおり、当該農地は長期間耕作されておらず、山林化しております。今後も農地としての復旧は難しいものと思われ、非農地と証明して差し支えない事案と判断いたします。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明のありました議案第32号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決いたします。議案第32号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

次に日程第4、議案第33号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、資料22ページをご覧ください。議案第33号については非農地証明願の申請となっております。申請地は大豊町■■■■■■■■■■他1筆で台帳地目は畑、現況地目は記載のとおりとなっています。申請者は記載のとおりです。

こちらについては12月14日に担当委員の原委員と事務局永野・都築で現地確認を行いました。申請地は長年耕作が行われておらず現在は原野化しており、今後も農地としての管理は困難であるため、非農地とすることもやむを得ない状況かと存じます。

ご審議のほどよろしくお願いします。

〔議長〕

それでは、議案第33号について、担当委員より説明を求めます。1 番原亜由美委員。

〔原委員〕

はい、1 番原亜由美です。先ほど事務局の説明がありましたとおり、当該農地は長期間耕作されておらず、原野化しております。今後も農地としての復旧は難しいものと思われ、非農地と証明して差し支えない事案と判断いたします。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明のありました議案第33号について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

ないようですので、採決いたします。議案第33号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

次に日程第5、その他の件について事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

9月総会にて日程第6の大豊農業振興地域整備計画についてですが、その中の除外申請一覧を本日配布してあります除外申請一覧と差し替えをお願いします。差し替えた内容としては、整理番号4の分について、書類が必要と思われる資料提出に時間を要するため、今回はとり急ぎの案件が別件であり、申請者の方には申し訳ないですが間に合わないため、今回は取り下げをさせていただきました。

非農地証明願についてですが、添付書類の中で、登記事項証明書が必要となりますが、その中の、相続未了の場合に提出を求めています、申請者以外の法定相続人の同意書を提出してもらう際、過半数以上としておりました。

しかし、その根拠が不明で、農業会議などに確認した結果、特に決まりはないそうです。非農地証明書の発行は行政サービスの一環なので特に法的に明記された決まり等

はなく、各農業委員会でルールを決めていいということなので、大豊町としては、過半数ではなく、1人の同意書を提出してもらう形に今回見直しを行いたいと考えております。

ちなみに、南国市は法定相続人全員分が必要となっていますが、一方高知市では一人でも受け付け可能となっております。

このことに対して、皆様にご審議いただきたいと思います。

もう一点あり、前回の総会で上池委員より新年会をやりませんかというご提案をいただいたのですが、皆様の意見をお聞きしたいと思います。

事務局側の提案といたしましては、1月総会を夕方にし、総会終了後にそのまま新年会という流れで行った方がいいのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。

次回の1月総会の日程については、1月24日（水）16時からを予定しております。

〔議長〕

その他、何かございませんか。

それでは以上をもちまして、令和5年第12回大豊町農業委員会総会を閉会いたします。
おつかれさまでした。

署名委員 7番 _____

署名委員 8番 _____